

個人賠償責任 無制限を 創設!

中央大学新生の皆さま・保護者の皆さまへ

「中央大学学生総合補償制度」 (団体総合生活保険)のご案内(2019年度)

補償制度開始日(2019年4月1日)からのご加入は、3月29日(金)が手続締切です。



本学では、在学中の危機管理対応の一環として、「学生教育研究災害傷害保険」に加入しております。この保険は補償対象が学内及び授業活動そして通学途上等の学生生活に限定されて居ります。

一方、日常生活を考えると近年では学外での学生の事故発生の報道が散見されています。こうした事態に備えて、総合的に24時間補償する制度として「学生総合補償制度」を準備しましたところ、好評を博し、多くの保護者の皆さまにご加入いただいております。入学関連書類にパンフレットを同封しておりますのでご確認の上、ご加入を検討くださいますようお願い申し上げます。

パンフレットに同封の「加入申込票(払込取扱票)」にて、

3/29(金)までに最寄りの郵便局でお手続きください。

締切日以降のお申込みも承っておりますが、補償期間の開始が遅れます。

4月1日以降にお振込みいただいたお客様は、振込日翌日の補償開始となります。

【学生総合補償制度の主な特長】

(この案内状は団体総合生活保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。)

- ★ 学生本人の1回目のケガ、病気、賠償責任等を限度額までお支払いした後、2回目以降の補償も再度限度額までお支払いできます。
- ★ 地震もしくは噴火またはそれらを原因とする津波によるケガも補償
- ★ 賠償責任保険は24時間、国内補償で無制限、国外補償は1億円まで(アルバイト・インターンシップ中、自転車事故も対象。国内の事故は示談交渉サービス付き)
- 本学のスケールメリットを活かした団体割引15%適用
- 学生本人のケガ・疾病は24時間、国内外補償(熱中症、細菌性食中毒も補償)
(ケガ入院支払限度日数180日・1日を超えて継続した疾病入院支払限度日数60日・ケガ通院支払限度日数90日)
- 扶養者が不慮の事故で万一の場合には、卒業までの学資費用補償タイプもご用意
(扶養者が病気により死亡された場合の学資補償タイプもご用意しています。)
- 下宿先の家財の補償と家主に対する借家人賠償をセットした自宅外通学生用プランも用意しています。

【取扱窓口】 中央大学エクステンションセンター

【お問合せ・連絡先】 (取扱代理店) 日本防災保障株式会社 中央大学学生総合補償制度係

フリーダイヤル: 0120-222-632

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社

この学生総合補償制度なら
自転車事故等での相手への賠償も勿論のこと、
生徒ご自身のケガによる入通院、**病気による入院**時に補償がありますので、
 安心して学生生活を送ることができるのです！
 (熱中症、地震や津波の際のケガも補償されます)

具体的には保険金お支払事例をご覧ください！

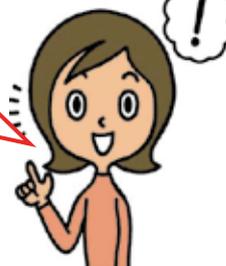


保険金お支払例

(同様の保険で実際に起こった事故です)

項目	事故内容	支払保険金例
個人賠償責任	自転車走行中に歩行者とぶつかりケガをさせてしまった	10,703,980円
	駅で急いでいてご高齢者にぶつかりケガをさせてしまった	727,103円
学生本人のケガ・病気 ※ご卒業まで何度でも使えます。	部活中に転倒し靭帯損傷した	64,000円
	交通事故に巻き込まれて頸椎を捻挫した	180,000円
	熱中症により入院した	10,000円
	扁桃腺炎で入院した	18,000円
学資費用保険金	扶養者が病気により死亡した	1,600,000円

賠償事故の際には、相手との交渉は保険会社がしてくれるので安心だわ。
 (示談代行サービス付帯(個人賠償・国内のみ)です。)



地震や噴火は、ふつう保険の対象外って聞いていたけど、本制度は、
地震、噴火や津波による子供のケガも補償の対象なのね！